

次の年齢の方は、町が実施する胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診を無料で受診できます

がん検診の受診率を50%に上げることを目標として、次の年齢に該当する方々に、町で行う胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診を1回に限り無料で受診できるクーポン券を配布しています。クーポン券に同封された受診案内をご確認のうえ、忘れずに受診しましょう。

ただし、職域のがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む）を受けられる方は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してください。

子宮がんと乳がんの無料クーポン券対象の方へ

子宮がんと乳がんのクーポン券は、医療機関でがん検診を受診する際も利用することができます。平成27年12月28日までの間に1回に限り無料で受診できます。

※利用の際は、受診を希望する医療機関に予約が必要です。

※胃がん・大腸がんの無料クーポン券は、医療機関では利用できません。

■「がん検診無料クーポン券」対象者

交付要件		交付クーポン券			
年齢	生年月日	子宮がん (女性のみ)	乳がん (女性のみ)	大腸がん (男女)	胃がん (男女)
21歳	平成6年4月2日～平成7年4月1日	○	—	—	—
26歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日	○	—	—	—
31歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	○	—	—	—
36歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	○	—	—	—
41歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	○	○	○	○
46歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	—	○	○	—
51歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	—	○	○	○
56歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	—	○	○	—
61歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	—	○	○	—

過去に無料クーポン券を利用されなかった方に、再度クーポン券を交付します

働く世代の女性支援のためのがん検診をよりいっそう推進するため、下表に該当する方へ再度無料クーポン券を送付します。

利用方法は、今年度の無料クーポン券の利用方法と同じです。この機会にぜひ受診しましょう。

■「がん検診無料クーポン券」再交付対象者

交付要件		交付クーポン券		
年齢	生年月日	検診受診状況	子宮がん (女性のみ)	乳がん (女性のみ)
23歳	平成4年4月2日～平成5年4月1日	左記の年齢に該当する方で、過去5年度間に市区町村の実施する子宮頸がん検診、または乳がん検診を一度も受診していない方	○	—
28歳	昭和62年4月2日～昭和63年4月1日		○	—
33歳	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日		○	—
38歳	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日		○	—
43歳	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日		—	○
48歳	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日		—	○
53歳	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日		—	○
58歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日		—	○

各種検診・クーポン券などに関する問い合わせ ● 美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

協会けんぽ加入者の扶養家族の方へ 美郷町の早朝総合健診やがん検診を受診できます

全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者の扶養家族の方も、美郷町の早朝総合健診や各種がん検診を受診することができます。

対象者 ●協会けんぽの被扶養者のうち、40歳～74歳の方

持ち物 ●協会けんぽが発行する特定健康診査受診券、保険証

料 金 ●自己負担がかかりますので、協会けんぽにご確認ください。

その他 ●採尿容器をお渡ししますので、事前に美郷町保健センターへお知らせください。

問い合わせ ●全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 保健グループ ☎018(883)1893

平成27年度国民健康保険・後期高齢者医療 人間ドック等助成金制度をご利用ください

美郷町国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方を対象に、人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成しています。早朝総合健診を受診できなかった方や、初めてドック

を受けてみたい方など、平成27年度中にドックを受診したい方は町福祉保健課医療保険班までお問い合わせください。

※全ての医療機関でのドック受診が対象です。

■美郷町契約健診機関

対象	美郷町国民健康保険加入者（40歳～74歳）	後期高齢者医療加入者（75歳以上）
人間ドック	秋田県総合保健センター、大曲厚生医療センター、平鹿総合病院、大曲中通病院、横手市立大森病院	大曲厚生医療センター、大曲中通病院、横手市立大森病院
脳ドック	大石脳外科クリニック	大石脳外科クリニック

※平成27年度の人間ドック等助成への申込期限は平成27年12月までです。

①上記契約健診機関で受診する場合

ドック費用額から助成金が
差し引かれて請求されます

②上記契約健診機関以外で受診する場合

ドック費用を全額支払った後
町から助成金を交付します

①、②のいずれの場合も、ドック受診前に必ず「人間ドック等助成金申請書」を提出してください。助成金の申請書は町福祉保健課および六郷・仙南の各出張所に備えています。

国民健康保険への届出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

■必要書類

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書（職場から発行されます。）
- ・ 認め印

国民健康保険を脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証（加入した方全員分、コピー可）
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 認め印

■加入の届出が遅れると

- ・ 被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくこととなります。

※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。

※職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

問い合わせ ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907